

# 町民プールのご利用について

- 1 「出雲崎町体育施設の設置及び管理に関する条例」に基づき、1人1回のご利用につき、料金が発生します。（1日ではありません）  
（例）午前中に来て、昼食を食べに自宅に帰り、午後再入場する場合は2回と数えます。  
※「無料優待カード」を使用する場合も同様に数えます。
- 2 水に入らなくても、プール施設内に入る場合は料金をお支払いください。  
※公民館行事・学校主催行事(保育園等を含む)などの見学・付き添いの場合は無料となります。
- 3 幼児・小学3年生以下の児童は、保護者同伴でないと入場できません。
- 4 小学4年生以上の児童は、保護者同伴か友人3人以上でないと入場できません。
- 5 2歳未満またはオムツ（水遊び用オムツを含む）を着用しているお子様の入水は、お断りいたします。
- 6 ビーチボール、ボート等は、使用できません。  
25mプールでは、浮き輪、その他遊具等は使用できません。
- 7 刺青（タトゥー）のある方の、ご利用はお断りいたします。
- 8 泳ぐ前には、化粧を落としシャワーで体を洗ってください。また、必ず準備運動を行ってください。
- 9 貴金属類をつけたまま泳がないでください。
- 10 貴重品類の管理は、各自で行ってください。
- 11 お帰りの際は、必ずシャワーで体を洗ってください。
- 12 プールサイドでの飲食・喫煙はご遠慮ください。
- 13 保護者の皆様からも、危険な行為については十分注意をされ、お子様から決して目を離さないようご協力をお願いいたします。
- 14 管理人・監視員の指示には必ず従ってください。